

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年6月23日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時35分 散会

付託事件

議案第57号中別表中歳出第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款，報告第12号，報告第13号，報告第14号，報告第15号，報告第16号，報告第17号，報告第19号中別表中歳出，報告第20号中別表中歳出中第3款，令和5年陳情第9号，令和5年陳情第10号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）
- ② 報告第12号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ③ 報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ④ 報告第14号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑤ 報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑥ 報告第16号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑦ 報告第17号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- ⑧ 報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中別表中歳出
- ⑨ 報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出中第3款（民生費）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情
- ② 令和5年陳情第10号 「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作為事案について

2 出席委員（7名）

委員長 後藤通子君 副委員長 藤澤康彦君
委員 中庭由美子君 委員 マーサー川又君

委員 滑川友理君 委員 鬼澤真寿君
委員 黒木勇君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

福祉部長兼福祉事務所長	小林秀一郎君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	平澤健一君	福祉総務課長	櫻井学君
生活福祉課長	國井敦男君	障害福祉課長	土屋勝君
高齢福祉課長	小林かおり君	介護保険課長	高橋慎一君
こども部長兼福祉事務所担当所長	野口奈津子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	大久保克哉君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	小川佐栄子君	保健所長	土井幹雄君
保健医療部保健所参事	大曾根明子君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冨要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長	和田英嗣君	教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	小川邦明君
教育委員会事務局教育部参事兼中央図書館長	林栄一君	総合教育研究所長	瀧健一君
学校管理課長	山田規生君	学校保健給食課長	相沢秀幸君
生涯学習課長	湯澤康一君	教育研究課長	安田理恵君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 綱島卓也君 書記 檜原和則君

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は議案第57号ほか8件、それに陳情2件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか8件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第3款（衛生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）について、御意見等がございましたら発言願ひします。

黒木委員。

○黒木委員 議案第57号について意見を申し述べさせていただきます。

電気料金等の価格高騰の影響によりまして、運営経費が上昇し、厳しい経営環境に置かれている高齢者福祉施設、民間幼稚園、保育所、認定子ども園や民間学童クラブ、さらに保険診療を行う病院、また診療所、保険調剤を行う薬局に対して、それぞれ支援金を支給するものであります。議決後におきましては、執行部の担当課におかれましては速やかに支給できるように取り組んでいただきたいと思います。と述べさせていただきます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 議案第57号ですが、学童クラブ、福祉施設、病院、そして私立幼稚園の燃料、物価高騰に伴う電気代、光熱費の補助を行うものであり、賛成です。

この物価高騰でこの施設はみんな大変ですが、それでも電気代などの価格高騰はまだまだこれからも上がっていくことが予想されています。今後ともぜひとも継続してほしいと訴えます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、議案第57号について採決いたします。

議案第57号中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第12号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御意見等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第12号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

これは令和5年度の国民健康保険税の後期高齢者支援分の課税限度額を引き上げるものです。これにより国保税の限度額102万円から104万円になります。水戸市の国民健康保険税は8回に分けて支払われると、ですから1回に納める額は13万円にもなります。これまでも国保税の限度額が繰り返し引き上げられてきました。今でも高い国保税の限度額をさらに引き上げることは反対です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、報告第12号について採決いたします。

報告第12号について承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 挙手多数であります。

よって、報告第12号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第13号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）でございますが、報告第14号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）と関連がございますので、質疑と同様にこれらを一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第13号及び報告第14号について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第13号、14号につきましては、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例となっております。

執行部におかれましては対象となる方が漏れなく申請できるように、プッシュ型の手続を確実に進めていただきたいというふうに考えますので、よろしく願います。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 報告第13号、第14号 東日本大震災で被災したことに対する国民健康保険税と介護保険税の減免措置ですが、これは賛成です。減免措置の延長についてはいいんですけれども、10年程度という区切りで特例が終了すると。今後も水戸市独自の特例をぜひとも継続してほしいということ、漏れがないようにプッシュ型の手続をどうぞよろしく願います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第13号及び報告第14号について一括採決いたします。

報告第13号及び報告第14号について承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第13号及び報告第14号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第15号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第15号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料減免申請の特例に関する条例に賛成します。

ですが、10年程度で終了することとなっていますが、ぜひとも水戸市でも独自の特例を継続してほしいと願っています。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第15号について採決いたします。

報告第15号について承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第15号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第16号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第16号 新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例に賛成します。ですが、令和4年度末の資格ということで、限られた期間であるんですけども、取りこぼしがないように減免措置をしっかりと行っていただきたいと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第16号について採決をいたします。

報告第16号について承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第16号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第17号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減

免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例) について、御意見等がございましたら発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 報告第17号 新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例に賛成します。

しかし、令和4年度末というこの限られた期間ではありますが、先ほどもお話ししたとおり、取りこぼしがないように減免措置をお願いしたいと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 ないようですので、報告第17号について採決いたします。

報告第17号について承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第17号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第19号 専決処分について(令和5年度水戸市一般会計補正予算(第1号)) 中別表中歳出について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第19号、3款民生費、子育て世帯生活支援特別給付金経費ということで、1人当たり5万円を支給する国による支援施策であります。本市においては6,400人の子どもを対象とされております。既に5月中にプッシュ型で支給した家庭と申請により給付となる方に対しては申請漏れがなきよう「広報みと」やホームページなど様々な機会を通じて、申請手続が漏れなくとれるように事務作業を図っていただきたいと申し上げさせていただきます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 昨日はそれぞれの答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

報告第19号、児童福祉総務費について賛成の立場から意見をさせていただきますが、子育て世帯生活支援特別給付金について、一部申請が必要な方がいらっしゃるということで、個別で通知しているという御答弁をいただきましたが、万が一、受けられるサービスが受けられなかったということがないように黒木委員と重複してしましますが、周知徹底のほうを引き続き行っていただきたいと思います。

以上です。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 報告第19号に賛成です。

ですが、家計急変世帯の場合、急変ということなので、この制度はとても助かると思います。ぜひとも取りこぼしがないように周知徹底、ホームページやそして水戸市役所でも周知徹底をどうぞよろしく願います。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 4款衛生費につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種経費ではありますが、対象となる

65歳以上の高齢者6万8,200人で、現在までの接種率が30.6%ということで、昨日、御説明をいただきました。接種希望される方が漏れなく接種できますように取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 すいません、私も1つ。

コロナワクチンの接種券についてなんですけれども、現在、感染者数が定点把握になって、感染者の数が見えなくなっている現状もあるんですが、最近は感染者の数が上がっていると。65歳以上でのコロナの死亡率は高く、今後も広く周知をお願いしたいと。必要な方にワクチンが打てるように周知徹底をお願いします。

そしてまた、高齢者の場合、交通の足が確保できないということで、水戸市では審査はありますけれども、タクシーの700円の助成券があります。今後も継続してほしいと思っています。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第19号について採決いたします。

報告第19号中別表中歳出について承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第19号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））中別表中歳出中第3款（民生費）について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第20号 第3款民生費につきまして、市民税非課税世帯等臨時特別給付金であります。

電気、ガス、食料品等の価格高騰への対応として家計への影響が大きい市民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給するものであります。

対象となる家計が急変し市民税非課税世帯と同程度の水準に落ち込んだと認められる世帯に対しては、コールセンターを設置するというふうに昨日御説明をいただきました。この事案に関しましても、申請漏れがなきように本制度の周知徹底を図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 同じく報告第20号につきまして、意見を述べさせていただきます。

昨日御答弁をいただいた中で、報告第19号のほうの子育て支援金と重複して、受給することができるという御答弁をいただきました。特に、申請が必要な方が混乱しないように引き続き周知徹底のほうを行っていただければと思います。

以上です。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 報告第20号第3款に賛成です。

ただ、家計急変世帯の場合、この制度を知らなかったということがないように、水戸市のほうでも取りこぼしがないように周知してほしいと、そして、この3万円の給付金なんですけれども、いつ給付されるのかと私も聞かれたんですが、給付金が必要な方の手元に早く届くようにお願いします。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 報告第19号も含めまして、第20号、家計急変世帯、急変ですから、いつ何どき家計が変わってしまうかという、それは家庭によって様々だと思いますが、先ほどから周知徹底ということをご皆さんおっしゃられていると思います。これは本当に大事なことで、ただ、問題はこの周知の仕方というところをやっぱり工夫していかないと、ただ単に紙媒体で周知します、あるいはネット上に書いてありますよと、そういったことを言われても、それに気づかない人は多分にいらっしゃると思うので、この周知の仕方をぜひ工夫していただいて、先ほどから出ているように漏れのない周知ということをご心掛けていただきたいというふうに思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、報告第20号について採決いたします。

報告第20号中別表中歳出中第3款について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 総員挙手であります。

よって、報告第20号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第57号のほか8件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。

委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、陳情審査を行います。

さきの本会議で、当委員会に付託されました陳情は2件であります。

初めに、令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より説明させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知お願います。

○事務局 小学校の学校給食費無償化を求める陳情。

陳情趣旨。

学校給食は、子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環として取り組まれ、セーフティーネッ

トの機能も果たしています。しかし、物価高騰やコロナ禍の影響で、給食費が大きな負担になっている家庭も増えています。保護者の負担を軽減するために、給食費無償化や公費助成が全国的に広がっています。憲法第26条「義務教育は無償とする」との立場から、給食費も無償であるべきです。

茨城県内では4市町（城里町、大子町、河内町、潮来市）が小中学校とも学校給食費無償となっており、北茨城市、日立市も2023年4月から実施を予定しています。水戸市においては、本年4月から市立中学校の給食費が無償化される事が決定し、子育て世帯に喜びが広がっております。市民生活が厳しさを増す中、市として無償化のための財源を捻出し、小学校でも給食費を完全無償化とすることを求めます。

陳情事項。

1, 市内の小学校の学校給食費を無償とすること。

以上です。

○後藤委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 陳情第9号に賛成します。小学校の給食費無償化を求める、それは私の初めての議会質問でもあります。掲げた公約の実現ということですし、ですが何よりも新日本婦人の会からの陳情、ここを見ますと、1,266筆もの署名ということで、1,266名ものこの気持ちをぜひとも酌んでほしいと、小学校の学校給食費の無償化、これは県内だけではなく、全国的な流れでもあります。

無償化のための財源6億円とありますけれども、子どもの健やかなる成長のためにこの6億円の支出をぜひとも惜しまないでほしいと。令和6年度から段階的に小学校の学校給食費の無償化を行っていきたいと市長の答弁がありましたけれども、ぜひともこの小学校の給食費の無償化を強く求めます。

そして、この全国的な流れに水戸市も逆らうことなく、小学校の給食費の無償化、そして、中学校の給食費の無償化にしてほしいと訴えます。

そして、学校給食費、これは子どもたちがとても楽しみにしていると、それが無償で食べられるというのは大きな喜びでもあります。学校の先生も言っていました。学校に来て一番楽しみにしているのは給食だと、そのおいしい給食を安全、安心にそして無償で食べさせてあげたいというこの気持ちをぜひとも酌んでほしいと、私はこの小学校の給食費無償化を求める陳情に賛成です。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「継続でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 陳情の取扱いにつきましては継続で。

それでは、お諮りいたします。

ただいまの令和5年陳情第9号につきましては継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、令和5年度陳情第9号についての審査を終わります。

次に、令和5年陳情第10号 「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作为事案についてを議題といたします。

本陳情につきましてはその写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきます。

○事務局 「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作为事案について。

陳情趣旨。

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会における「敬老会事業の在り方検討委員会」での検討結果を踏まえ、令和4年度から運用されてる「福寿の集い事業」及びその前に行われていた「敬老会事業」の実施に関連して、水戸市福祉部高齢福祉課殿は、厚生労働省老健局殿などからの通知文書を受領しているにもかかわらず、これらの文書の趣旨が「福寿の集い事業」や「敬老会事業」を主催・実施する団体（以下「関係団体」という）に周知徹底されてこなかった。このことから、本陳情をもって適切な是正措置と効果的な補助金運用についてご議論いただきたく提出するものである。また、水戸市議会殿においては、二元代表制の下で毎年度の予算決算審議を行っていることから、このことも踏まえて提出するものである。

水戸市においては「福寿の集い事業」、「敬老会事業」と特徴的な呼称としているが、本来は老人福祉法第5条第1項から第3項に基づき「老人の日・老人週間の行事」として行われているものと理解している。

老人福祉法第5条は、昭和38年の法律施行当初から9月15日を「老人の日」としてきたが、昭和41年に9月15日を「敬老の日」として国民の祝日に設定したこと、その後、平成13年に「敬老の日」が、9月15日から9月の第3月曜日に改められたことで、その都度、老人福祉法と国民の祝日に関する法律との整合性を図るため改正されてきた経緯がある。

法律の改正に合わせて、都度厚生事務次官殿や厚生省社会局長殿、厚生労働省老健局殿から通知文書が発出されている。現状最新のものと推察される通知文書は、平成13年6月25日付け厚生労働省老健局長殿から発出された「老発第242号 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律の公布について」であり、この通知文書には老人福祉法第5条第1項に明記されている老人の日・老人週間の趣旨を「国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活向上に努める意欲を促す」ことであるとし、さらに「今回の法律改正を踏まえた従来の「敬老の日」及び「老人保健福祉週間」に係る今後の扱いについては、しかるべき時期に貴職あて追ってお示しする予定であることを、念のため申し添える」との要旨で明記されている。しかし、この通知文書が関係団体に周知徹底されていない。このことから本来は啓発事業であるべきにもかかわらず、現在も「敬老の日」の趣旨（多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う）ことによる慶祝事業になっている。

また、近年では厚生労働省老健局長殿から毎年「老人の日・老人週間の実施」に係る通知文書が「老人

の日・老人週間」キャンペーン要綱（内閣府・消防庁・厚生労働省・全国福祉協議会など10数団体が主催・協賛するキャンペーン要綱）」とともに発出され、さらに、平成24年ごろからは総務省消防庁予防課殿からも「住宅防火・防災キャンペーン」の実施に係る通知文書もあわせて周知されているところであるが、これらも関係団体に周知徹底されていない。

陳情事項。

1、水戸市長においては、福祉部高齢福祉課職員らに事実関係を調査・確認するとともに、その結果及び「水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）」第2条の2第1項及び第2項の運用に問題がなかったかを議会に報告すること。

2、水戸市長においては、陳情趣旨に記載した厚生労働省及び総務省からの通知文書について、関係団体宛に周知徹底を図ること。

3、水戸市長においては、類似する不作為事案が生じてないかを調査・確認し、その結果も議会に報告すること。

4、水戸市議会においては、水戸市長からの報告を受けて、不作為事案の是正及び「福寿の集い事業の在り方」について論議、必要に応じて水戸市長宛に意見書を提出すること。

以上です。

○後藤委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 この福寿のつどいにおきましては、高齢者の福祉増進のための事業としてこれまでも行われてきたものであり、執行部としても、また私ども議会としてもその充実に取り組んできたものであります。関係法及び地方自治法にのっとりたものであります。

したがって、議会としての議論を待つものではないと考えております。

また、周知の不作為等については、執行部において取り組まれており、執行部の執行権の範疇である業務等に関する内容であると考えられますことから、不採択とすべきものと考えます。

よろしく願いいたします。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 福寿のつどい、これは昨年からはまったばかりの事業ですので、今まで行っていた敬老会とは違いますので、市民の皆さんにそこを丁寧に周知して、福寿のつどいを今後も広げていってほしいと、陳情は継続審議としてはどうかと思います。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本陳情の取扱いにつきましてはいかがいたしましょうか。

〔「採決してください」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、お諮りいたします。

令和5年陳情第10号につきまして、中庭委員、継続とおっしゃったんですけれども、採決することによってよろしいでしょうか。

○中庭委員 はい、お願いします。

○後藤委員長 それでは、お諮りいたします。

令和5年陳情第10号を採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、これにより挙手によりまして採決をいたします。

令和5年陳情第10号 「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作為事案について採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手なしであります。

よって、令和5年陳情第10号は不採択とすべきものと決しました。

本陳情につきましては、ただいまのとおり最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に令和5年第1回定例会における閉会中所管事務調査一覧表の写しを配付しておりますが、この内容のとおり、当委員会から議長に対しまして、申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、7月の委員会についてでございます。

7月につきましては、10日月曜日及び11日火曜日の2日間を予定しております。7月10日月曜日につきましては、午前10時に開催し、主要事務事業の概要説明、報告事項の説明及び質疑を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

翌11日火曜日につきましては、午前10時から委員会を開催し、所管施設視察を実施する予定でありますので、御承知お願いたします。

なお、所管施設視察の視察先等、日程の詳細については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会